

公益財団法人中国残留孤児援護基金  
第2回臨時評議員会（決議省略）議事録

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

提案書 ※別添のとおり

〔 第一号議案「評議員の退任」の件  
第二号議案「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準の改正」の件 〕

2. 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した者

代表理事（理事長） 多田 宏

3. 評議員会の決議があったものとみなされた日

平成24年3月16日（金）

4. 議事録の作成に係る職務を行った者

業務執行理事（常務理事） 小林 悦夫

5. 議決に加わることができる評議員数

8名（※評議員現員数9名のうち死亡した評議員1名を除く）

平成24年3月5日（月）、代表理事である理事長 多田 宏が評議員の全員に対して、評議員会の決議目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、平成24年3月16日（金）までに議決に加わることができる評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する第194条（本財団定款第26条）に基づく評議員会の「決議の省略」の方法により、当該提案（第一号議案・第二号議案）を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した者及び議事録の作成に係る職務を行った者は、次に記名押印する。

平成24年3月16日

代表理事（理事長）

多田 宏

先



業務執行理事（常務理事）

小林 悦夫



## 【第一号議案】「評議員の退任」の件

1. 退任者 山本 卓眞氏
2. 退任日 平成24年1月17日
3. 退任理由 死亡

※評議員が1名減じて8名となるものの、定数を欠くことにはならないため、現段階においては、山本卓眞氏の後任者は任命しない。（定款第15条：評議員の定数は、5名以上9名以内）

### 4. 略 歴

昭24.	4	富士通信機製造株式会社入社 (昭和42年6月富士通株式会社に改称)
50.	5	富士通株式会社取締役
51.	3	〃 常務取締役
54.	3	〃 専務取締役
56.	6	〃 代表取締役社長
平 2.	6	〃 代表取締役会長
9.	6	〃 名誉会長
平 7.	5	財団法人中国残留孤児援護基金 理事就任
23.	10.	2 〃 退任
23.	10.	3 公益財団法人中国残留孤児援護基金 評議員就任

**【第二号議案】 「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準の改正」の件**

次の1及び2の改正（平成24年4月1日付）を行う。

1. 第3条（報酬の支給）第4項文中の

総支給額を 11,111円 → 10,027円

源泉徴収税額 1,111円 → 27円

にそれぞれ修正する（税理士の助言：納税額の節約）

2. 厳しい財政状況にあることから（別表）常勤役員俸給表月額

一律2%の減額改正する